



ストップ！ 滞納

10月～12月は
滞納整理強化期間

税負担の公平性・税収入を確保するため、本市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。期限内の納付が確認できないかたに対し早期納付を呼びかけ、悪質な滞納者に対する差し押さえの強化など滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

滞納整理の流れ



納期限から20日以内に督促状を送付し、それでも納付がない場合は催告を行います。

金融機関、勤務先、取引先などに対し質問、検査を実施します。

財産の差し押さえを行います。

差し押さえた財産の公売や取り立てを行います。

滞納市税には、納期限の翌日から納付の日までの延滞金が加算されます。滞納期間が長期になると、延滞金も増えていきます。

昨年度総発送件数 約23万件

滞納を早期解消
する取り組み

納め忘れとなっている市税は、次の方法でお知らせしています。

督促状の送付

納期内の納付がされない場合は、納期限から20日以内に督促状を送送します。

電話によるお知らせ

「川口市納税コールセンター」を開設し、納め忘れや遅れにより、市税などの各納期が過ぎても納付の確認が取れないかたに対し、早めの納付を促すために、電話でお知らせをしています。

毎月約8千人に連絡

催告書の送付

督促状の発送後にも納付がなされない場合は、催告書により滞納市税の納付催告や納税相談窓口の案内、滞納処分に関するお知らせを行っています。

病気や失職など、特別な事情で納期内の納付が難しい、滞納が膨らみ一括での納付が難しい場合などは、早めにご相談ください。

夜間納税相談窓口を
開設します。

日時：10月28日(金)、31日(月)
19時まで

場所：3階1番 納税課窓口(市民税・固定資産税・軽自動車税)

車税)

1階11番 国民健康保険課
窓口(国民健康保険税)

持ち物：納付書や催告書など市税に関する通知書、印鑑

納め忘れのお知らせは、書類の作成などさまざまな経費がかかります。納期内納付で経費の削減にご協力をお願いします。



滞納が続くと...

滞納が続いた場合は、財産調査を経て、差し押さえなどの滞納処分を厳正に行います。

滞納処分については、次号で詳しく解説します。

今月の納期

市・県民税第3期、国民健康保険税
第4期 納期限：10月31日(月)